

フェニックスリゾート株式会社 御中

年間利用申込書

私は、利用規約を承諾のうえ、フェニックス・シーガイア・リゾート内におけるテニスコートの年間利用について、以下のとおり申込みいたします。

申込日： 年 月 日

フリガナ		電話番号	自宅： ()
氏名	Ⓜ		携帯： ()
フリガナ		緊急連絡先	申込者との関係：
住所	〒 -		自宅： ()
			携帯： ()

ご利用プラン		ご利用開始日	年 月 日	
ご契約期間	年 月 日から 年間			
ご利用料金	¥	お支払日	年額払い	年 月 日
			月額払い	毎月 12 日払い
お支払方法	口座引き落とし	銀行名		
		口座番号		
		口座名義		

利用規約

- ✓ 本規約は、フェニックスリゾート株式会社(以下「運営会社」という)が運営するフェニックス・シーガイア・リゾート内に設置されているテニスコートのうち、ハードコート及びこれに付帯する設備(以下、単に「テニスコート」という)の年間利用契約に適用されるものとします。
- ✓ テニスコートの年間利用を希望する者(以下「申込者」という)は、運営会社が指定する年間利用申込書(以下「申込書」という)に必要事項を記入し、遅滞なく当該申込書を運営会社に対して提出するものとします。
- ✓ 運営会社は、申込者から申込書を受領した後、申込書に記載された内容を元に利用者登録を行い、遅滞なく申込者に対してテニスコートの年間利用証明書(以下「年間利用証明書」という)を交付します。年間利用証明書の交付をもってテニスコート年間利用契約の成立とします。ただし、申込書の内容に不備があった場合、運営会社は年間利用証明書の交付を中止できるものとします。
- ✓ 申込者は、次のプラン表の中からいずれか一のプランを選択し、選択したプランに応じた利用料金(年額又は月額)を運営会社に対して支払うことにより、運営会社が指定するテニスコートの年間利用者としての資格を得るものとします(以下、当該資格を得た者を「年間利用者」という)。ただし、運営会社の承諾を得ることなく当該資格を第三者へ譲渡・貸与又は担保の用に供さないものとします。

プラン	利用回数(週)	曜日	利用時間(1回)	利用時間帯	利用料金(年額)	利用料金(月額)
A	1	月 or 火	2時間	17:00~19:00	¥102,000	¥8,500
B	1	月 or 火	2時間	19:30~21:30	¥102,000	¥8,500
C	2	月火	2時間	17:00~19:00	¥204,000	¥17,000
D	2	月火	2時間	19:30~21:30	¥204,000	¥17,000
E	2	月火	4.5時間	17:00~21:30	¥510,000	¥42,500
F	5	月~金	8時間	09:00~17:00	¥1,116,000	¥93,000

*月曜日が祝祭日の場合、営業終了時間が19:00となります。使用できない時間分は料金から差し引き請求させていただきます。
なお、コートの指定は承れませんので、ご了承ください。

- ✓ 利用料金には傷害保険料を含まないものとし、年間利用者はテニスコートの利用にあたり、必要に応じて傷害保険に加入するものとします。
- ✓ 年間利用者は、申込書記載の内容を変更する事由が生じた場合、速やかに運営会社に対して変更届を提出するものとします。
- ✓ 年間利用者は、テニスコートの年間利用にあたり、申込書記載の契約期間内における年間利用スケジュールをあらかじめ運営会社に対して通知するものとします。なお、年間利用者は、あらかじめ運営会社に対して通知した年間利用スケジュールを変更する場合、速やかに運営会社に対して変更後の年間利用スケジュールを通知するものとします。
- ✓ 年間利用者は、テニスコートを利用するときに、運営会社が指定する場所において年間利用証明書を提示するものとします。
- ✓ 年間利用者は、運営会社の指示・要求に協力してテニスコートを利用するものとします。
- ✓ 運営会社は、天候不順、地震・雷・洪水などの自然災害及び行政からの指示・命令等のやむを得ない事由によって、テニスコートの利用を中止することができるものとします。なお、このような場合であっても運営会社は利用者に対して受領済みの利用料金の全部又は一部を返金しないものとします。

- ✓ 運営会社の都合によりテニスコートの利用を制限する場合があります。この場合、運営会社はテニスコートの利用を制限する日の1ヶ月以上前に年間利用者に対して通知し、年間利用者の承諾を得るものとします。なお、テニスコートの利用を制限した分については、利用料から制限の対象となった時間分については、年額払いの場合は当該金額を返金し、月額払いの場合は当該金額を差し引いて請求するものとします。
- ✓ 利用者は、テニスコートが運営会社の営業に供する財産であることを認識し、善良なる注意者の義務をもってテニスコートを利用するものとします。
- ✓ 利用者は、テニスコートの利用にあたり、法令に違反する行為のみならず、他の利用者へ不快感を与える行為、他の利用者へ危害を及ぼす行為及び公序良俗に反する行為をしないものとします。
- ✓ 運営会社は、自己の故意又は重過失に起因する場合を除き、年間利用者がテニスコートを利用している時に発生した事故(これに起因する傷害を含む)・盗難について、一切の責任を負わないものとします。
- ✓ 年間利用契約の有効期間は、申込書記載の期間とします。契約期間満了日の1ヶ月前までに年間利用契約を更新しない旨の通知がなされない限り、年間利用契約は1年間自動的に更新されるものとします。
- ✓ 年間利用者は、あらかじめ運営会社に対して解約の旨を通知することにより、年間利用契約を中途解約することができるものとします。この場合、運営会社は年間利用者に対して、中途解約日から契約期間満了日までの残存期間に係る利用料金の半額を違約金として請求できるものとします。
- ✓ 運営会社は、年間利用者が次の一に該当した場合、何ら催告を要せずに年間利用契約を解除し、年間利用者としての資格を取り消すことができるものとします。なお、年間利用契約を解除した場合であっても、運営会社は年間利用者に対して受領済みの利用料を返金しないものとします。
 - 利用料の支払いを遅滞し、運営会社が30日以上相当な期間を定めて支払いを催促したにもかかわらず、これを支払わないとき
 - 仮差押、差押、競売の申請、又は破産もしくは再生手続開始等の法的な債務整理手続の申立があったとき
 - 不正・虚偽の申告により年間利用契約の申込をしたことが発覚したとき
 - 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - 年間利用者が死亡したとき、又は年間利用者の親族等から年間利用者が死亡した旨の連絡があったとき
 - 年間利用者が自ら又は第三者を利用して、次の(a)～(e)に定める行為をしたとき
 - (a) 暴力的な要求行為、(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為、(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、(e) その他、(a)～(d)に準ずる行為
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当したとき
 - 年間利用契約の終了、中途解約又は解除なされた場合、年間利用者は、運営会社に対して年間利用証明書を速やかに返還するものとします。

(-以下余白-)